

令和3年第6回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和3年6月25日(金) 開会：14時30分 閉会：15時17分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 中 馬 好 行
 委 員 松 田 福 美
 委 員 松 田 敬 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄
 教 育 部 次 長 橋 野 博 一
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
 人 権 教 育 課 坪 金 裕 子
 学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新 南 陽 地 域 政 策 課 課 長 補 佐 磯 金 亮 彦
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司
 教育政策課主査 松 村 美 由 紀

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第13号 令和3年度周南市一般会計補正予算要求について
3	報告第14号 学校歯科医の解嘱及び委嘱について
4	報告第15号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
5	議案第25号 令和4年度使用中学校歴史教科書の採択事務処理について
6	議案第26号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
7	議案第27号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について
8	議案第28号 周南市文化財審議会委員の委嘱について

7 委員会協議会

- (1) 令和3年度少年の主張大会の開催方法変更について (報告者：生涯学習課)
 (2) 周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について (報告者：人権教育課)
 (3) 共催及び後援大会等一覧表 (報告者：該当課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和3年第6回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、「片山委員さんと岡寺委員さん」をお願いいたします。

2	報告第13号 令和3年度周南市一般会計補正予算要求について
---	-------------------------------

教育長

続いて日程第2、報告 第13号「令和3年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、まずは生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課の川上です。「令和3年度周南市一般会計補正予算要求について」、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。提案理由は周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2号によるものでございます。そのうち、まず生涯学習課の所管事務に係る補足説明をいたします。

議案書の3ページをご覧ください。下段にございます、「教育費」「社会教育費」「社会教育総務費」「備品購入費」の新型コロナウイルス対策費（生涯学習課）における43万7千円の増額でございます。

これは、生涯学習課が所管する学び・交流プラザ、鶴いこいの里及び大田原自然の家が、不特定の市民が多く訪れる施設でありますことから、新型コロナウイルス感染症対策として、足踏み式消毒液スタンド、飛沫防止の亚克力板を購入しようとするものでございます。

お手元の別紙で、このようなものとお示ししております。なお、財源となる歳入につきましては、議案書2ページをご覧ください。「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金（生涯学習課）、43万7千円を充当いたします。

以上で、説明を終わります。

教育長

続いて、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

続きまして、学校教育課の所管事務に係る歳出予算の補正でございます。

議案書の3ページをご覧ください。「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の新型コロナウイルス対策費（PCR検査体制整備）の委託料として3千960万円の増額をするものです。

別紙をご覧ください。これは、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大や変異株の流行が見受けられる中、今後、部活動等の中国大会や全国大会等が開催され、また、修学旅行等の校外での学校行事などが実施されますことから、こうした活動が安心安全な教育活動となるよう、県外との往来を伴う場合において、本市の幼児や児童生徒、引率教職員を対象として帰県数日後に唾液採取によるPCR検査を実施するものでございます。

具体的には、県外修学旅行を実施する市立小中学校の児童生徒及び引率教職員、同じく、県外修学旅行に参加する市外小中学校に通学する市内在住の児童生徒、中学校体育連盟や中学校文化連盟等が主催する県外公式大会等に出場する市立小中学校の児童生徒及び引率教職員、同じく、県外公式大会等に出場する市外小中学校に通学する市内在住の児童生徒、県の代表として県外公式大会に出場するスポーツ少年団等に所属する幼・保・こども園児及び児童生徒のうち、保護者の同意が得られた児童生徒等、最大約2千500件を見込んでいるところです。財源といたしましては、議案書の2ページの「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「教育総務費補助金」の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金（学校教育課）3千960万円の補正予算を計上しております。

以上で学校教育課の説明を終わります。

教育長

唾液採取によるPCR検査を考えております。何か質問はありますか。

松田福美委員

予算そのものではないのですが、例えば、生涯学習課の足踏み式消毒液スタンドをそれぞれおかれるということになると思うのですが、先日、実は、予防接種を受けに行ったのですが、足の悪い方が「足踏み式は無理です」と言ってらっしゃったのを目の前で見たので、これまでのものも一緒におかれるというような配慮もいるのかと、ちょっと衝撃を受けました。それから、PCR検査の方なんですけど、とても安心して行けるのはいいと思いますが、逆に、これによって陽性ということが分かった場合に、配慮があるのかなと思います、そういうことも想定しておられると思いますが、気になりました。

教育長

高等学校が先んじて、^{すべ}全ての高校生をやって、大会等の指導も想定して4万件ということで、全員検査を一旦やったのですが、この中で陽性者が3名であった。それ位の確率で出てくる可能性があると考えております。その場合どうするかということは、これから学校教育課長から説明をいたします。

学校教育課長

この検査によって、結果は学校に一括して検査機関の方から伝えられ、学校がそれぞれの家庭に、検査結果を返していくようになるのですが、陽性反応が出たご家庭に対しては、速やかに保健所での検査、それから保健所に対してはそのお子さんと修学旅行や大会等で行動を共にした、接触者リストを渡しながら、保健所からの指示による接触者への検査を行ったり、2学期が始まっておりましたら学校をいったん閉じて学校での消毒作業等を行い、通常の陽性者が出たときの対応と同様にしようと考えております。

教育長

よろしいでしょうか。

松田福美委員

考えていただいているということですね。

教育長

そして、学び交流プラザの件は、何かありますか。

生涯学習課長

従来置いてあります手で押すタイプのものがどのようにおけるかはありますが、工夫して、極力対応できるように考えていきたいと思っております。

教育長

足踏み式は、上を手で押したら出ないのですか？

生涯学習課長

出ることは出ます。

松田福美委員

出るんでしょうけど、そういう思いに至られないのですよね。使われる方は、足踏み式は足踏みと思っているので、上から押したらいいですよとかいう話もあったのですが…。

教育長

掲示するとかですね。

生涯学習課長

サイン等で工夫したいと思います。

松田福美委員

もちろん、高さのことも、小さいお子様には消毒液が目に入るなど、巷^{ちまた}では色々言われています。

教育長

大事な点だと思いますね。そのほかご質問ありませんか。

(※異議なし の声)

それでは、報告第13号を承認いたします。

3	報告第14号 学校歯科医の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

教育長

続いて日程第3、報告第14号「学校歯科医の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案書の3ページから4ページをお願いします。報告第14号「学校歯科医の解嘱及び委嘱について」につきましてご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

学校歯科医につきましては、委嘱期間は3年で、令和3年4月から令和6年3月末までの期間について委嘱をしております。

令和3年4月30日付で1名の辞職の申し出がありましたことから、徳山歯科医師会から推薦をいただき、解嘱及び委嘱を行いました。なお、委嘱期間は、令和3年5月1日から令和6年3月31日までとなります。

以上で報告を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

それでは、報告第14号を承認いたします。

4	報告第15号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
---	-----------------------------------

教育長

続いて日程第4、報告第15号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

報告第15号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」ご報告いたします。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づくものでございます。

議案書の7ページをお願いします。学校給食センター運営審議会は、周南市立学校給食センター運営審議会規則に基づき、給食費の額の決定、給食物資の購入計画、給食センターの運営に関してご審議いただくもので、令和3年3月末での任期満了に伴い、19名の方に委嘱を行うものでございます。

この度は全員改選であり、各機関からの委員選出に時間を要しましたことから、この度の委員会報告となりました。

委員の一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。

委嘱期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となります。

以上、ご報告申し上げます。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

岡寺委員

皆さんご存じなのかもしれませんが、給食センターの運営審議会の内容と言いますか、どのようなことをやりとりされているのか、少しお聞かせいただければ。

学校給食課長

給食のメニューに関するものや、先ほどちょっとご説明しましたが、給食費の額の決定や、給食の材料・物資の購入についてとか、センターの運営についてのことを議題としてご審議いただいております。

教育長

最近特に話題になったようなことはありますか。

学校給食課長

最近防災食についてのご意見を頂いたり、今年度からの口座振替に関することや、給食費の納入状況とか、そういったことについてご意見を頂いているところです。

教育長

よろしいでしょうか。

岡寺委員

ありがとうございました。

松田福美委員

今の話に関^{かか}わることで、委員の委嘱自体については、今年度はこれでいいと思いますが、見たときに、徳山・新南陽・熊毛・鹿野という合併前の地区の割り当てがありますが、その当時の給食センターから今増えていまして、給食センター自体6か所ありますよね。ここの内訳の区分が本当に市全体で協議をされるときに、これでいいのか、この方法がベストかどうか分からない。というのは、鹿野地区は1校なので、鹿野小中学校、PTAが出られているが、それに対して徳山地区はいろいろな学校が出られている。今の給食センターの有り様を考えたら、新南陽の給食センターは、旧の新南陽だけでなく、西部地区も対応して、^{はんちゆう}範疇が変わってきていると思います。そのメンバーで先ほど言われた給食費の額や物資の購入の計画を見ているときに、この方達はそういう風に見ていただけと思うが、これでベストなのかと思ってしまいました。従前は旧各市町の時は市町ごとに一つの給食センターについて審議すればよかったと思うのですが、一緒になって全体を見ていくという時に、区分までは規則に規定されていないように思うので、給食センター全体を見ていくときに、この区分というのはどうなのかと思いました。

教育長

ありがとうございました。非常に重要な点だと思いますが、規則で何人と^{うた}謳ってあるのでしょうか。仮に増やすとすれば、規則の改正も必要となります。

松田福美委員

読み取りで行けば、小学校長から4人、中学校長から4人、PTAから4人、学校医さん、健康福祉センター職員、学識経験者という割り当てになるので、学校関係を徳山・新南陽・熊毛・鹿野という割り当てで行くのかどうか、それが一番良ければそれでもいいのですが。

教育長

6つのセンターそのものが、その4つで包含できるという考え方もあると思うのですが、それについて、次長どう思いますか。

教育部次長

実際に徳山地区・新南陽地区・熊毛地区・鹿野地区という風に充てさせていただいています。現実的に徳山と新南陽なんですけれども、新南陽の学校給食センターは今14校ほど担当させていただいています。菊川地区と西部については、元徳山西センターが管轄していたこともあり、新南陽地区という書き方をさせていただいております。新南陽地区とで交互にPTAと学校長を入れておりまして、割り振りから言うと、そんなに偏りまではないという風に考えて運営しています。

教育長

いかがでしょうか。

松田福美委員

そういう区分の中でやっていくのは人選を行っていくうえで適切であるという判断なのだと思いますが、少し見たときにやっぱり、全体のウェイトをという思いがありました。

教育長

要は徳山地区がもう少し増えたほうがということでしょうか。

松田福美委員

それがいいかどうかよくわからないのですが、要はですね、鹿野地区においては、各校全部出られているということです。で、徳山地区においては、3か所のセンターの運営状況があるわけで、当然見られるときは全部委員さんたちも見られると思うのですが、メンバーを選ぶときに、

合併当時のものを引き継いでいって、何年もたっているのにこれでいいのだろうかという思いと、給食センターそのものが細かく分かれているので、それぞれを見られるときに、配分がどうなのかなという思いです。

教育長

ご指摘いただいた件はよく理解できました。30人規模になった時に、会議としてどうなるのか、課内で協議してもらって、次長も言った通り、お互い偏らないように毎回バランスを取っていくところも含めて、協議していただければと思います。

そのほかご質問ございますか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第15号を承認いたします。

5	議案第25号 令和4年度使用中学校歴史教科書の採択事務処理について
---	-----------------------------------

教育長

ここでお諮りいたします。

続く日程第5、議案 第25号「令和4年度使用中学校歴史教科書の採択事務処理について」につきましては、適切な審議確保の観点から、「周南市教育委員会会議規則」第7条第1項の規定により、秘密会としたいと思います。

これより採決を行います。

議案 第25号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、議案 第25号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

【これより秘密会】

以上をもちまして、秘密会として審議すべき議題は終了しました。

6	議案第26号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	---

教育長

続いて日程第6、議案 第26号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案書10ページから12ページをお願いします。

議案第26号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の議案について御説明させていただきます。

10ページをご覧ください。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則は、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例に関して、必要な事項を定めております。

11・12ページをお願いいたします。昨年度に続き、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」において、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資するために、小学校の修学旅行費とオンライン学習通信費を増額する改正が行われました。これら、国の交付要綱に基づく単価改正に伴い、本市就学援助におきましても、その改正の趣旨に則^{のっと}った援助が行えるよう、支給単価の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。
よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第26号を決定いたします。

7	議案第27号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について
---	---------------------------------

教育長

続いて日程第7、議案第27号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

「周南市大田原自然の家運営協議会委員の委嘱について」のご説明いたします。

議案書の、13ページ、14ページをご覧ください。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号によるものでございます。

大田原自然の家運営協議会は、施設の適正かつ円滑な運営を図るために設置するものであり、このたびの委嘱は、6月30日をもってその任期が満了となることによるものでございます。委嘱期間は、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。
よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第27号を決定いたします。

8	議案第28号 周南市文化財審議会委員の委嘱について
---	---------------------------

教育長

続いて日程第8、議案 第28号「周南市文化財審議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

周南市文化財審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

議案書の、15ページ、16ページをご覧ください。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号によるものでございます。文化財審議会は、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審議を行うために設置するものであり、このたびの委嘱は、6月30日をもってその任期が満了となることによるものでございます。委嘱期間は、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

この件について、何か質問がございますか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案 第28号を決定いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして「令和3年第6回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

片山 研 治 委員 _____

岡 寺 政 幸 委員 _____